

-----生活福祉資金特例貸付における不適切な運用について-----

新型コロナウイルス感染症の影響による減収等により生活が困窮する世帯に対する生活福祉資金特例貸付におきまして、本会が、貸付金額の減額や償還能力を重視したことによる不承認など不適切な運用を行い、多くの県民の皆様に変な迷惑おかけいたしました。

ご迷惑をおかけしました県民の皆様に対しまして、希望される方全員に追加貸付の実施をさせていただくことができました。また、併せて、この事案につき、昨年7月から検証委員会による検証を行い、原因の分析と再発防止策の検討を進めてまいりました。

今後は、二度とこのような事態を招くことのないよう、生活福祉資金貸付制度では、貸付基準の緩和や申請書類を簡略化するなど、県民目線に立った制度運営に努めてまいります。

部署間、職員間の意思疎通が図れるよう、風通しの良い組織体制整備を進めてまいりますほか、県社協職員の県や福祉関係団体・施設への研修派遣やコンプライアンス研修の実施など研修体制も見直しまして、利用者に寄り添った柔軟な姿勢のとれる人材の育成・確保に努めてまいります。

本会といたしましては、県民の皆様にご迷惑おかけいたしましたことを深くお詫びいたしますとともに、常に利用者の寄り添った「温かみのある福祉の視点」に立ち、地域福祉推進の中核機関としての役割を果たしてまいりたいと存じますので、今後とも本会の事業運営にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

令和4年4月

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会